

商品概要説明書

そなえ得定期積金＜定額式＞

(2026年4月1日現在)

1. 商品名	・そなえ得定期積金＜定額式＞ (愛称：そなえ得)
2. ご利用いただける方	・満55歳以上65歳未満の方で、且つ公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金）のお受取を予約された方。（年金予約申込書を提出していただきます。）
3. 期間	・定型方式 1年、2年、3年、4年、5年の5種類
4. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込周期は1か月とします。 ・1回あたり1,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・当初契約時の定期積金店頭表示の利回りに年0.50%を上乗せした利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ・金利（約定利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合わせください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率) ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
10. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置 及び紛争解決措置 の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきま しては、当組合本支店または金融共済部金融課（電話：072-725- 0752）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等 に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等 の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等 を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機 関を利用できます。上記当組合金融共済部金融課またはJAバ ンク相談所にお申し出ください。

	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）（※） そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会（詳しくは上記当組合金融共済部金融課にお問合わせください。） 公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J Aバンク相談所にお申し出ください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合わせください。
1 2. その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問合わせください。

J A大阪北部